

平成24年度第6回しあわせ倍増プラン2009市民評価委員会

会 議 記 録

【平成24年7月27日(金)】

日 時 平成24年7月27日(金) 19:00～21:20

場 所 浦和コミュニティセンター第13集会室

議事次第

1 開 会

2 議 題

(1) 「しあわせ倍増プラン2009」取組実績及び達成度等の評価について

3 その他

4 閉 会

出席者

1 委員(12名) (敬称略)

委員長 廣瀬克哉

委員長職務代理 長野 基

委員 伊藤 巖、河西純恵、栗原俊明、須藤秀人、高木健次、
高島 清、橋本克己、福崎智恵、星野真一、三浦匡史

2 事務局(6名)

井上靖朗(政策局総合政策監兼政策局都市経営戦略室長)

中井達雄(政策局都市経営戦略室副理事)

西尾真治(行財政改革推進本部副理事兼政策局都市経営戦略室副理事)

中野英明(政策局都市経営戦略室参事)

大西起由(政策局都市経営戦略室副参事)

鳥海雅彦(政策局都市経営戦略室主幹)

3 所管職員(4名)

大沢 教男(市民・スポーツ文化局市民生活部コミュニティ推進課市民活動支援室長)

田辺 龍一(子ども未来局子ども育成部児童相談所副参事)

山口 智則(都市局都心整備部大宮駅東口まちづくり事務所長)

吉田 博昭(都市局都心整備部大宮駅東口まちづくり事務所副参事)

1 開 会

司会

定刻となりましたので、これより始めさせていただきたいと思ひます。

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

「しあわせ倍増プラン2009市民評価委員会傍聴要領」の定めによりまして、傍聴人の受付をいたしておりますが、今のところ傍聴人の申し出はございません。ご報告いたします。

それでは、これより平成24年度第6回「しあわせ倍増プラン2009」市民評価委員会を開催させていただきます。

なお、本日、栗原委員さんが間もなく到着のご予定と今連絡を受けました。また、木島委員、町田委員から欠席の旨のご連絡をちょうだいしております。

さて、本日の議事でございますが、まず本日は3事業のヒアリングを設定させていただきます。

具体的に申し上げますと、市民・自治の分野から、番号が15「マッチングファンド事業」、そして地域間対立を越えての分野から番号60「大宮駅東口再開発」、そして第2回の評価対象事業で個票の訂正をさせていただきました番号20-1「児童相談所の充実」の計3事業につきましてヒアリングを行うということで、各所管課の職員が出席しております。

ヒアリングでは、委員の皆様からのご質問に対しまして、所管課から説明をさせていただきます。また所管課は、事業の説明が終了いたしますと退席をさせていただきますこと、あらかじめご了承くださいませようよろしくお願いいたします。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

次第でございます。以下、座席表、所管課職員出席者一覧、市民評価委員会開催日程、委員評価取りまとめ一覧及び取りまとめシート。その他、席上配付資料といたしまして、進行フロー、質問対応シート、そして前回委員会での評価変更後の委員評価取りまとめ一覧及び取りまとめシートです。

そして、先ほど申し上げました「児童相談所の充実」、また「コミュニティビジネス育成事業」、これに係ります資料一式をおつけしております。

また、番号資料6になりますが、本日は「ヒアリング対象選定結果」という資料をおつけしております。後程ご説明させていただきます。

その他お手元の封筒の中には、次回第7回委員会分の資料及び会議記録等を入れてございます。

資料の配付漏れ等はございませんでしょうか

それでは、これからの議事進行につきましては、委員長にお願いいたします。廣瀬委員長、よろしくお願いいたします。

2 議 題

(1) 「しあわせ倍増プラン2009」取組実績及び達成度等の評価について

廣瀬委員長

前は海外出張のために欠席させていただきました。大変申しわけございませんでした。

それでは、今回の追加ヒアリングというのがございますけれども、全体を通しての事業をざっと評価をしていくということではいいと思いますと、今回で一巡をするということになります。例によりまして、次第に沿ってヒアリング対象事業から順次評価を進めてまいりたいと思います。

本日予定をしております評価事業は、先ほどの説明にありましたように、市民・自治の分野からの事業番号15番「マッチングファンド事業」、それから地域間対立を越えての分野から、事業番号60番の「大宮駅東口再開発」、それから第2回の評価対象でありましたが、評価シートの差し替えも含むということで、その説明を含めて改めてヒアリングをさせていただくということで、事業番号20-1の「児童相談所の充実」、これらについてヒアリングを踏まえての評価ということになってございます。

(15 市民活動を推進するための「マッチングファンド制度」を創設します。)

廣瀬委員長

では、順次進めてまいりたいと思います。

まず1番目としまして、プラン番号15番「市民活動を推進するためのマッチングファンド制度を創設します」についてとなります。

なお、この事業については、平成24年度の単年度目標が修正されているということになっております。

ではまず、23年度の目標及び実績、内部評価、今後の取組等について、実施担当課から簡潔にまずご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

大沢市民活動支援室長

市民活動支援室の大沢と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、23年度のマッチングファンド制度の所管課としての評価についてご説明させていただきます。

まず、この制度につきましては、昨年、一昨年と評価いただいておりますので、委員の皆さん、ご存じだと思うのですが、こちらの制度については市民団体から地域課題の解決のための事業を提案していただき、行政も一緒に協働で取り組むもので、その事業実施が、さらに新たな市民活動が生まれるような波及効果をねらったもので、市民活動と協働を推進していこうという制度でございます。

平成21年度に制度を構築しまして、22年度から事業を実施しております。22年度については計画7事業に対して4事業を実施で「c」評価、また23年度につきましても、計画7事業に対して4事業の実施となりましたので、今回についても「c」評価といたしました。

課題ですが、昨年度からですけれども、周知が大きな課題となっております。これは制度自体を知っていただくということもですけれども、この制度のねらいを理解していただくということも非常に大きいと思っております。

現状として、制度への問い合わせが募集期間に集中しているところもあります。そのときに聞いて初めて、「ああ、別に市民活動を支援するんじゃないのね」とか、「協働ならいいというわけでもないんだね」とか、そういうお話があって、なかなか募集期間だけでは事業のコーディネートができていないのが現実です。やはり年間を通じて日常的に問い合わせが来て、一緒に事業を考えながら、募集時に出てきた事業は、すべて審査が通るように、市の周知活動、コーディネートを強化していかないといけないと思っております。

今年度は事業の掘り起こしということで、各区に市民活動ネットワークがございますので、新たにそういった集まりにも顔を出して、少しずつ周知をしていきたいということで今取り組んでいるところでございます。

説明は以上でございます。

廣瀬委員長

どうもありがとうございました。

それでは、今説明のありましたマッチングファンド制度の事業につきまして、質疑ございましたらお願いします。

三浦委員

今ご説明いただいたところでもあったのですが、昨年度の評価の時点でも、主な目標が助成事業実施件数で未達ということで「c」評価になっています。ただ、この市民評価委員会の場で議論したときに、件数だけがこの事業の意味ではないのではないかと議論があって、この事業を知ってもらうためにマッチングだとかコーディネートとか、そういう取組が大事ではないかという意見が出ていたと思います。

結局、平成23年度もやはり件数のみを目標にされた。それで未達ということで「c」評価にされているのですが、事前の質問でお答えいただいている中に、「審査機関において事業の報告会及び評価を行っており、助成事業に対する質的目標をさらに設定することは困難と考えますが、事業に受益者として参加した市民が主体者として活動を始めた事例もあり、事業の効果が出てきています」というお答えもありますので、この事業が目指している本質的な成果が生まれるようなさまざまな所管課の取組そのものを、目標の中に補足的な要素として加えていただくのはどうかというふうに思っています。

23年度の評価は数字でなされたので変わらないと思うのですが、24年度は、結局最終年度で未達のままで8件ということになってはいますが、24年度は、結局最終年度で未達のままで8件以外に、このマッチングファンドをより市民に知ってもらうための取組とか体制づくりとか、そういうものを目標に掲げていただいて、それを実行していただくというのがよいのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

大沢市民活動支援室長

確かに数をやればいいというものでもなくて、やはり多くの市民が参加する、協働で地域課題を解決する、それが趣旨ですので、そういうものを多くやりたい。ただ周知だけできても、結局事業ができないと地域が良くなれないということもあります。ですので、目標とするとやはり実施件数を立てざるを得ないのかなと思っています。

目標件数を達成するためにどういう周知をするかというのは、周知の目標はやはり設定をしないといけないと思っています。今年度、周知のために具体的に何を何回やるのかとか、私たちはやはり考えなければいけないことで、市民活動ネットワークについては、全部で10区ありますが、交流会の場がないと私どもも説明に行きたいと言っても行けない事情もありますが、10区に行こうという目標を立てています。

それからどうしても事務所で待っていることが多いので、市でやっている市民団体が参加するようなイベントもありますので、チラシをまくとか、いろいろもう少し出て周知活動をやっていきたいと考えております。

ただ、この事業の目標としては、やはり協働事業を実施するというところに設定しているところでございます。

三浦委員

前年度の評価の場でも、私は意見として言わせていただいたのですが、周知というのいろいろな内容があって、知ってはいても、見えていてもつかめない、使えないという質のものがあると思うのです。マッチングファンドそのものを知らないというのももちろんあるでしょうけれども、知ってはいても使い方がよくわからないということがあると思っています、NPO法人の審査が県からさいたま市に移管された部分があるので、法人に対しての対応が業務として拡充されていると思うので、ただマッチングファンドの名前をアピールするだけではなくて、具体的にマッチングファンドという制度を使って地域課題を解決するというところを、もう少し能動的に働きかけるような動きをしていただきたいなというふうに思っています。

大沢市民活動支援室長

どうもありがとうございます。

おっしゃるとおりで、今年度からNPO法人の認証事務が政令市に県から移管され、NPO法人の方たちとお会いする機会が増えました。私どものセクションは、この9階にございます、市民活動サポートセンターと隣り合わせにしているのですが、実はここにもなかなかNPOの方たちと会わないというようなこともあります。今までもサポートセンターにマッチングファンドのチラシを置いたり、あるいはセンターの職員の方が「今支援室でこういうのをやっているよ」とは言ってくれているのですが、なかなか我々もお会いする機会というのは少なかったのかなと思っています。

NPO法人の認証事務を4月から受けまして、やっと落ちついてきたところで、実はこれから新会計基準の講座とかも市としてやっていこうと考えております。現在さいたま市所轄は350ぐらいNPO法人がございますけれども、

講座のお知らせをしまいにりますので、マッチングファンドに限らず、さいたま市でどんな市民活動支援をやっているのかお知らせしていきたいと思っています。例えばサポートセンターにしても350法人あっても、実際に登録しているのは多分100法人ぐらいです。まだまだ使っていない法人もたくさんあります。マッチングファンドに限らず周知はやっていきたいと思っております。

廣瀬委員長

河西さん。

河西委員

話を引き戻すことになったら申しわけないのですが、マッチングファンドの資料のほうを見て、個票にも載っていたのですが、そこに4つ取組が書いてありますよね。さいたまパパ・スクールとか、岩槻のレンタサイクルとか。私は岩槻に住んでおまして、このレンタサイクルが始まったのを、駅を利用するときに、ああ、レンタサイクルというのを始めたのだと知りました。だけど、誰が使うのだろうというぐらい閑古鳥状態だと思っていたのです。ずっとそこに管理や対応するための人がいたりとかして。こんなことをやっているのだ。誰か使う人はいるのかなと思うような状態だったのですが、家族から聞いた話だと、レンタサイクルを利用して岩槻公園に行ったとか神社に行ったとか、結構利用されている方がいるというのも聞いたのです。

ここに200何人の参加人数と書かれています。私が暮らしている中で見た場合、このレンタサイクルの事業というのは、このマッチングファンド事業の中で大きく成功したものなのか。例えば、それに対してパパ・スクールの人数は少ないですし、つまりファンドとしてお金を集めることやプランを募ることの周知だったりとかというのは、何かわからないことが多いのですけれども。レンタサイクルを知っている人もやはり少なかったですね。私は閑古鳥だと思っていたのです。でも利用した人もいた。その結果を、マッチングファンドってどうとらえればいいのかというのを、ちょっと具体的にわかるようにご説明いただけませんかでしょうか。私レベルの者がぱっと聞いて発想したり意欲を持ったりとかしないと、やはり市民へ周知の部分で伸びにくいのかなと思いました。

大沢市民活動支援室長

なかなか難しいご質問で、お答えが十分にできないと思います。こちらについては、もともと岩槻の観光はいろいろスポットがあるので、レンタサイクルで来た人をつなげないかというところで始めた事業なのですが、実施の期間が冬になってしまって、寒いという事情があって利用が少なかったと聞いています。あるいはコミュニティサイクルの社会実験みたいな話にもつながると思うのですけれども、どうしても道路事情が良くないと使われないとか、課題がいろいろ出てきていて、結局、なかなかNPOの事業としては難しいなという報告になっています。

本来、観光を目的としてやっていたのですけれども、結局は社会実験みたい

な形になってしまった側面もあって、うまくいったかどうかと言われると、それなりに成果はあったと思うのですが、当初の目的とは多少違ってしまった感もあると思います。

観光といってもただマップを配っただけだったので、観光ボランティアとの連携などの広がりがなかったとか、いろいろ課題は出てきています。ただそういった課題を報告会とかでいろいろ話し合っただけで、また次の事業でより良い事業にしていこうということを今考えていると、そういう状況だと思います。

河西委員

では、具体的にわかって感じたこのレンタサイクルというのは、成功か失敗かと言ったら中クラスのもので、計画を立て直す部分もあるけれども、効果もあったという……民間のファンドは別にして、行政的には問題ではないという。

大沢市民活動支援室長

いい事業でしたと果たして言い切れるのかどうかというのはわかりません。お配りしている参考資料で23年度の実施の状況と、報告会を受けて推進委員会の事業に対する講評を公表しております。これがこの事業の結果ということだとは思いますが、成功したのかと言われると、これはいろいろなとり方があると思います。

河西委員

駅から遠いから自転車を利用して公園とか神社に行けたという人もいたのですね。でも、では観光のほうにつながったかと言ったら、そうでもない。便利で助かるけど、それ以上は広がらないと。

大沢市民活動支援室長

観光といいながら実は買い物にちょっと使ったとか、そういう使い方が結構あったと聞いております。ただやはり道路事情とか、あるいは自転車の乗り方のマナーとかの課題もあって、なかなかNPO単体でこういう事業を今後続けていくのは、難しいのかなという報告でございました。

河西委員

そうしたら、微妙な取組だったというふうにとらえたら、今年度の目標達成というのは、この数字でいいのかなと思ったりするところになるのですね。それで予想が「c」になっていくということなのですね。はい、理解しました、ありがとうございます。

廣瀬委員長

ちょっと委員長役から枠を出てコメントをさせていただくと、このファンドというものがあることによって、市民が地域の課題を解決するための事業活動をする起爆剤というか、それを地域にそういうものを起こしていくきっかけをつくったり、あるいはそれに対するこういう講評会という制度があることで、自前でただやるということ以上に第三者の目が入って、問題点を指摘したり改善するための気づきがあったりするチャンスがあるという制度なんですね。

それで行っている個々の事業の中には、うまくいくのもあるだろうし、うまくいかないのもあると思いますが、そのうまくいかないものも漫然と続いてい

くというよりは、うまくいかないことに対してこういう講評会などがあって、反省とか改善や、物によってはこのままではやはり無理かなということで、事業のあり方そのものは断念されるものも出てくるかもしれないけれども、そういう枠組みそのものがちゃんと期待されたように動いているかどうかというのが、この委員会の評価するポイントで、その個々の事業そのものの講評とは違う次元から見ていただくということなのかなと思いますけれども、他方でそれがうまく回っているかどうかということ自体が、例えばこういう講評がちゃんと機能しているかどうかというのは、やはりマッチングファンドそのものの評価に直結することですので、それはいいことを指摘いただいたと思います。

すみません、ちょっと介入をいたしました、ほかに質疑はございますでしょうか。

では、私から質問1点いいでしょうか。

周知という表現の中にいろいろな要素がありますよというのは、三浦委員のご指摘されたとおりなのですが、他方で周知というよりも、例えば手続の見直しであるとか仕組みそのものにも少し手を加えないと使い勝手が上がらない。あるいはいろいろと考えているうちに、例えばちょっとこの枠、あるいは手続ではできないというようなこともあり得るのかなと思うのですが、このあたりについては何か検討されたりしているのでしょうか。

大沢市民活動支援室長

やはり市民にとって使い勝手がいい制度にすべきだというのは、そのとおりだと思います。ですので、見直しはしないといけないと思っております。

今年度は3年目を迎えます、実は過去2年間に実施した団体の方にお邪魔をして、この制度はどんな点を直したほうがいいのかというヒアリングを6月にやりました。それについては、今後、この審査会を市民活動推進委員会でやっていますけれども、委員会でも議論をしていきたいと思っております。

例えば表現がわかりにくいというのは当然すぐにできるだけ直していきたいなと思っております。ただ制度の枠組みとして、多くの市民が参加する協働の取組、地域課題解決の取組を支援していこうというのがありますので、そこを大きく崩すというのはやりにくいのかなと思います。

使い勝手がいいとなると、やはり市民団体の方にしてみると、今民間の補助金ですとか県補助金ですとかいろいろありますけれども、例えばスタートダッシュであるとかステップアップであるとか、あるいは協働であるとか、いろいろな枠組みがあると思います。マッチングファンドという市民の資源と市の資源を1対1で出していこうという趣旨は変えずに、より使い勝手がいいようにするにはどうすればいいかというのは、考えていく課題だと思っております。

廣瀬委員長

ありがとうございます。

須藤委員

昨年度23年度応募8事業のうち4事業の助成を実施しましたとなっておりますけれども、ということは4事業については助成を却下したということだ

と思うのですけれども、それはどういう理由で却下されたのでしょうか。その審査は何を審査しているのかよくわかりません。

大沢市民活動支援室長

審査基準については、まず、この事業は市との協働で進めて、地域に必要なのかという視点と、それからボランティアの参加をこの事業では視点にしておりますので、多数の市民の参加があるのか、参加した市民がこの活動に参加することによってまた新たな活動を始める発展性があるのかですとか、組織自体に本当に事業をできる力があるのかとか、経費はきちんと適正に計画しているのかとか、そういう視点で審査をした結果ということでございます。

個々の事業の不採択の理由まで今すぐ出てきませんが、今申し上げた審査基準に照らして委員会でご議論をいただいて、8つのうち4つという結果でございます。

須藤委員

それからあわせてもう一ついいですか。

廣瀬委員長

どうぞ。

須藤委員

ちょっと私もマッチングファンドの理解が余り十分ではないのですけれども、ファンドという限りは、何かの資金の寄附等があるわけですが、市からの財政的な支出のほかに、これをちょっと見ますと民間団体からのいわゆる寄附、個人も含めた、そういったものでファンドを形成するということになっていると思うのですけれども、その民間団体なり個人の寄附のレベルが全体としては低いのではないのかなと。昨年は60数万でしたか、違いますか。そこら辺をどういうふうにファンドの造成についてと、どういう情宣活動を含めた努力をされているのか。

大沢市民活動支援室長

この事業は市民から寄附がないと成り立たないところでございます。寄附は今のところ大体年間30万円弱ぐらいです。ですので、寄附がないと来年度以降の事業の実施は非常に厳しいというのは事実でございます。

寄附については、集めていかなければいけないというのがあるのですが、昨年はどうしても東日本大震災の影響があって、なかなかこっちの基金に寄附をくださいと言いつらいところもありまして、1年間寄附集めは止まってしまっています。

地域にとっていい事業ができるというものを蓄積できないと、寄附をくださいとも言えませんし、うまく循環をさせていかなければいけない課題があります。ですので、寄附というのは本当に集めていかなければいけないというふうに、今課題だと思っております。ただ、具体的にどうするのかというのがなかなかまだ言えないところでございます。

須藤委員

もう一ついいですか。その点について寄附することによって税制上の恩典は

当然あるとしても、税額控除とかの恩典はあるにしても、それ以外にも若干インセンティブを与えてもいいのではないかと思うのです。例えば民間企業についてはね。だから民間企業から個人の献金にしても寄附というのはなかなか限界があるので、ある程度地域の商店とかあるいはそこに存在する事務所を構えている企業等々からの寄附というのもある程度集めていかないと、一定のファンドにはならないと思うので、そのためには税制以外の若干のインセンティブを少し考えたらどうかなというふうに思うのですけれども、例えば命名権であるとか、何かそういう事業によってはですよ、少しアイデアを出していかないと、ただお願いします、確かに社会的な意義があるといっても、こういう経済情勢下ですので、なかなか寄附を多額に集めていくというのは難しいのではないかと。そこら辺のやはりアイデアが欲しいなと思いますけれども。

大沢市民活動支援室長

どうもありがとうございます。

他市では冠基金ですとかいろいろやっております。いろいろ参考にしながら、いろいろなことをやらないといけないなというふうに考えています。

廣瀬委員長

では、ほかに何か質問はありますでしょうか。

長野委員

よろしいでしょうか。実は本日事前質問に対していろいろお答えいただきましてどうもありがとうございます。結果的には予算額の4分の1しか使わなかったとかというのはお答えになっていただいているのですが、今日ご説明を伺いながら、大変申しわけない、逆にちょっと評価が難しくなりました。というのは、こっちの中ではこの個票に書いていない目標として、新たな市民活動を波及効果、インキュベーションをしていくということが目的の一つなのか、それから一緒に事業を考えていく、それから審査に出た時点ではすべての事業が審査に通るようにしたいという説明がありました。実はこのようなことって個票に書いていなかったの、いわゆるそれが目的であるのであれば、またちょっと評価基準が違ってしまうというのが、ということで何点が質問させていただけないでしょうか。

1年間を通じて相談に応じて、しかも協働の取組を庁内に広げていくという、そういうような複数の次元の目的を今ご説明の中であったものですから、これを踏まえるとこんなことが考えられます。市民側から提案はあったのだけれども、個別の事業のいわゆる福祉系、環境系、その他の事業系セクションで、既に年間実施計画が決まっているから、そこはもうマッチングできない、どう考えても予算の編成時期とかの問題があってマッチングできないから、今年はそのコーディネーションというのは、行政制度上できませんという、そういうことであるならば、もうこの相談の段階から、では今年審査に出すのをやめましょうということになり、必然的に助成実施というのがなくなるということになるわけですね、本日のご説明からしますと。

もう片方としては、事前にいただいていた個票だけを拝見しますと、一般助

成に出してくるということは、それだけの実力のあるものを出してこいという、そういう体制ですから、言ってみれば、そういうものを出せる実力をNPO側とか市民社会側に求めているという、そういうような見方も個票の段階ではできたのですが、今日のお話を伺うにしたがって、実はマッチングというか、根回しの段階で今年やめましょう、もう一年予算がつくまで待ちましょうということ判断して、審査に出さないということがあり得るということがお話の中ではあったものですから、もしそうであるならば、今年その8件の申請という、応募というのになるプロセスがとても大事だというふうに考えまして、質問なのですが、この8件になった以外に、事前の相談の段階において、今年はどう考えてもマッチングはできないから1年待ちましょうよという形で待ってもらったという件数はあるのでしょうか。

大沢市民活動支援室長

例年どうしても募集期間に初めて相談にみえる方が結構おります。全然趣旨に合っていないというのもありますし、もう少し見直せば趣旨に合うというのもあります。その中で、申請に至るものもあれば、今年は無理だから来年にしようというのもあります。現実にはそういう事業はございます。

長野委員

すみません、もう一度確認なのですが、ご説明の中にどうしても大きな要素として協働で行う、つまり市のセクション側も一定の関与をするのだというのを前提で議論をなされるとすると、関与する以上、担当する各セクションがお持ちの年間の予算だったり事業計画と整合性がなければいけないわけですので、それを決めるのは大体8月からもう既に決めていらして、大体11月頃までにそれがもう決まるという一定の行政のルールが存在しているわけですので、それとうまくある意味ではタイミングが合わなければ、残念ながらどうやっても合わないということになってしまうので、質問としましては、つまりそういう行政側のルールがあることによって、ある意味申請自体が件数などが、言ってみればちょっと抑え込まれてしまったという要素があったのでしょうか。

大沢市民活動支援室長

この事業に関しては、協働ということですので、どうしても行政の所管側が受けられないということになりますと、やはり事業として成立しないところがあります。

ですので、3月、4月の募集期間だけでコーディネートをやろうとすると難しいというのがあります。それで年間を通じてというお話をしたのですがけれども、確かにこの事業を使わなくても、日頃から団体と所管のほうでいい関係ができれば、所管で予算要求するという道もできてくることもあります。それは所管の予算要求の中でそういう動きも出てきますし、マッチングファンドでやっ払いこうというものも出てくると思います。

おっしゃるとおりで、8月頃から予算の議論が始まって、10月頃に私どもは予算要求をしていくのですけれども、その時期を過ぎてしまったような課題

というのはやはり出てきます。そういうときにうまくマッチングしていくと、この事業も使えるということは出てきます。

廣瀬委員長

ではいかがでしょう、よろしいでしょうか。

福崎委員

私、今長野先生のお話を聞いていて、マッチングファンド制度というものをちょっと大きく勘違いしていたことがわかったので、確認させていただきたいのです。このマッチングファンドというのは、寄附をする対象の事業というか、団体をまず登録するということと、その対象活動団体に対して寄附をする人たちが申請をするという参加者がいて、この制度への参加者というのは2種類あるということですか。

大沢市民活動支援室長

さいたま市は市民活動及び協働の推進基金というのがございます。その基金を活用した助成事業に一般助成事業と団体希望助成事業があって、ここで言っているマッチングファンド制度というのは一般助成事業のことです。団体希望助成事業については、寄附については登録団体を希望して寄附ができ、その寄附を原資として助成する制度でございます。一般助成事業については、さいたま市の協働の取組を増やしていこうということに共感して寄附をいただく、それを原資とするということでございます。

福崎委員

とすると、この制度というのは、今説明していただいた原資を集めるための制度かとも思うのですけれども、でも例えば当年度の目標を見ると、寄附つまり助成をする対象の事業件数を目標数値に据えられていて、この制度を使って活動をする。この登録団体、この制度を使いたいという団体の方々を集めるというか、増やすものなのでしょうか。何といたたらいいか、この事業がその寄附を集めるためにいろいろな方に周知をしなきゃいけないという目標と、その寄附を使って実施される事業数を増やすという目標と2種類あるということですね。

大沢市民活動支援室長

この事業の目標自体は協働の取組を増やそうということですがけれども、そのための財源として寄附が必要になりますので、寄附を確保していかないと、この制度自体が成り立ちませんので、それはそれで私どもは取り組みます。倍增プランについては、協働の取組、地域課題の解決になるような事業を増やしましょうということになっておりますので、特に基金の目標は設定していないということでございます。

福崎委員

わかりました。このプランに載っているのは、マッチングファンド制度というものの一側面というか、このマッチング制度を使って活動する市民団体を増やすためのもので、それがさっき長野先生が確認されていたみたいに、相談の段階から実際に応募できる事業を形成するまで助成をして、サポートをしてい

て、その実際に応募されたものが今年度は8事業あって、さらに審査を重ねたところ4件は実際の実施につながったという、そういう流れなのですか。

大沢市民活動支援室長

そうですね。

福崎委員

はい、ありがとうございました。

廣瀬委員長

それでは、よろしいでしょうか。

では、ヒアリングにつきましてはここまでとした上で、以上お聞きになって事前の評価が出ておりますけれども、これについて修正はございましたらお願いします。

栗原委員

「c+」の間違いです。

廣瀬委員長

ほかに評価結果の変更がございましたら。

橋本委員

「c-」を「c」に。

廣瀬委員長

ほかに変更はございますでしょうか。

(「なし」)

そうしますと、「c+」が1名、それから「c」が12名、それから「c-」が1名というふうになっております。

ということで、評価として外部評価としては「c」で、「c+」1名、「c」が12名、「c-」が1名という分布ということで確定をしたいと思います。

(60 大宮駅東口再開発は、東日本の玄関口として経済・商業都市としての機能を高める開発を推進します。)

廣瀬委員長

では、15番につきましてはここで終わります、続いて、60番「大宮駅東口再開発」について、まず概要と23年度の成果等について協議をさせていただきたいと思います。

では、担当からまず簡潔にご説明をお願いいたします。

山口大宮駅東口まちづくり事務所長

大宮駅東口まちづくり事務所の山口でございます。よろしく申し上げます。

60番の大宮駅東口再開発に関してご説明させていただきます。

この事業の目標としましては、4本の目標を立てており、1つ目が、大宮駅周辺公共用地利用基本計画の策定を掲げております。

その取組状況といたしましては、この事業に関連する大門2丁目中地区のまちづくりや関係者との調整を進めて、再編となるたたき台となる基本計画の検討を行っておるところでございます。皆様もご存じのとおり、大宮区役所の建

て替えと公共施設再編につきましては、新聞で発表いたしましたとおりとなっております。区民会議や自治会連合会、あと商店街などとの意見交換、また、まちづくりフォーラムなどを開催しまして、意見の取りまとめを行っているところでございます。しかし、実績を申し上げますと、基本計画策定までは至りませんでした。

続きまして2つ目は、大門町2丁目中地区再開発基本計画の作成を掲げております。

取組状況といたしましては、再開発準備組合において基本計画素案を作成しまして、権利者への説明や個別面談を実施いたしました。24年度は都市計画決定の目標を掲げることができました。実績を申し上げますと、この基本計画の案は作成までには至りませんでした。

3つ目が、氷川緑道西通線の用地取得を掲げております。

取組状況といたしましては、氷川緑道西通線南区間を実施しており、道路用地としましては327.3平方メートルの土地を取得し、合計の進捗率は51.3パーセントとなっております。

続きまして4つ目が、大宮駅東口駅前広場整備の事業化を掲げております。

取組状況といたしましては、駅前広場の拡幅部分に建物があるため、用地買収に先立ち建物調査、営業調査を行う予定でございましたが、権利者から合意形成が得られませんでした。よって、事業化には至っておりません。

以上が平成23年度の取組についてでありまして、達成度といたしまして、遅れていますことから「c」とさせていただきます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

廣瀬委員長

どうもありがとうございました。

では、この60番の事業につきましてご質問がありましたらお願いします。

福崎委員

すみません、私は評価のコメントに書かせていただいたのですが、このプランについて周辺住民の方との協議というのは、もうずっと長い間続けたことだと思うのですが、やはりプランで重点項目に上げてもなかなか進まなかったという結果になっていると思うのですね。

今後やはり打開策というか、協議をもちろん進めていかれること、このすぐ上のコメントにもあるような粘り強い取組というのが本当に必要なことだと思うのですが、ただどうしても実現したいという目標を掲げられるとき、市の施策として実現させたいと思われるときに、やはり話し合いを続けるだけというのではずっと平行線になってしまうと思うので、何か打開策というのは出るのでしょうか。

山口大宮駅東口まちづくり事務所長

なかなか難しい質問なのですが、当然もし土地を買う場合には、相手がやはり権利関係が当然発生します。市がこのくらいでどうですかという、いろいろ算定をするわけですが、公的機関において、それと、権利者とのやはり思

惑がありまして、それが一致しないとなかなか難しい状況になっています。しかし、それであきらめてしまいますと事業が進みませんので、いろいろと粘り強くはやっておるところでございます。ただし、決め手というのがなかなか難しい情勢となっております。

以上でございます。

廣瀬委員長

どうぞ。

三浦委員

平成23年度は東日本大震災があって、事業的にはこういう再開発型の事業を進めるのは難しい経済状況になったという側面と、耐震防災面でこういう事業こそ進めなければならないという機運が高まったプラス面と両方あったと思うのですけれども、その辺は事業の状況としてどのようにとらえていらっしゃるでしょうか。

山口大宮駅東口まちづくり事務所長

やはり経済局面は当然難しい状況にありまして、少し行き詰っている部分がありますが、この間の地震でかなり建物自体が壊れたりしてしまっていて、皆さんも新聞でご存じのとおり、大宮区役所が耐震診断の結果、震度6強の地震で倒れてしまう、倒壊の危険があるということで、大宮区役所を今公共施設再編の中で移設しようということが、9月、10月には方向性が確定してまいります。それをもとに、その大宮区役所の移設が決まりましたので、そのほかの施設も老朽化がかなり、図書館とか市民会館おおみや、その辺もあわせた中の公共施設再編の中で動かしていくということで基本計画が今年、来年ぐらいには見えてきました。それが地震の影響で、その再編計画につきましては進んでいるところでございます。

三浦委員

それでは、少し意見を。再開発で個人の利害にかかわることについては、話し合いを基本に慎重に進めなければいけないというのは現状、そのとおりだと思うのですが、防災対策とか震災への備えというのは、特に公共施設については行政側の責任として、断固として速やかに進めなければいけない分野だと思うので、その辺は必要なことはどんどん前にアピールして事業を推進していただきたいと思います。

山口大宮駅東口まちづくり事務所長

あといいですか。大宮区役所を移転するに当たりまして、その防災機能を含めた広場を当然つくって、防災機能の向上を絡めてまいりたいという計画でやっております。

廣瀬委員長

今の点で少し関連の質問ですけれども、やはり昨年度は震災ということを受けて、いろいろな面でやはり想定すべきものというのが上がったというのですか、変わったかと思うのですが、そうしますともう検討している基本計画の内容そのものに相当、ある程度影響が出たというか、震災の影響によって23年

度の間はかなり基本計画のあり方についても違うような要素が加わってきたりしたと、そういうようなことがあったという理解してよろしいでしょうか。

山口大宮駅東口まちづくり事務所長

そうですね。皆様の防災意識がかなり高まっていると思います。それを踏まえた中で、その意見を取り入れて基本計画を作成しているというふうに考えております。

廣瀬委員長

どうぞ。

河西委員

そうしたら、この目標の3番に書かれている、用地取得という数値目標が51パーセントを85パーセントに上げて持っていくというのは、震災後のかなりスピードアップされたものだというふうに把握していいということですか。

山口大宮駅東口まちづくり事務所長

そうです。

河西委員

わかりました。ありがとうございます。

廣瀬委員長

ではほかに質問はいかがでしょうか。どうぞ。

高木委員

事業費に関する質問なのですけれども、昨年度がすごいお金がかかっている、もう今年はすごいかかっているのではありませんけれども、それに関して何か工夫した、コストパフォーマンス的に工夫した点があったから下がったのか、それとも単純にかかるお金がなかったのが下がったのかというのがわかれば教えていただきたいのですけれども。

山口大宮駅東口まちづくり事務所長

これはほとんど今うちのほうの事業費といいますと用地費が一番大きいのですよ。それなので、そのときは相手がありますので、合意形成に至らなかったということで、少し事業費が下がっています。

高木委員

そういうときに結構交渉力とかが問われたりするのですか。

山口大宮駅東口まちづくり事務所長

いや、そういうのは大体うちのほうが扱った、交渉は今うちの職員が行きますので、あとは契約ができなかったのが、事業費が出せなかったということです。

高木委員

ありがとうございます。

廣瀬委員長

ほかはいかがでしょうか。

(「なし」)

よろしいでしょうか。

それでは、ヒアリングは以上としまして、以上を聞いていただいた上で、事前評価に変更がある方はお願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、事前評価のとおりということで、「c+」が1名、「c」が8名、「c-」が3名、「d+」が1名、「d-」が1名となっております。最も多い「c」ということで外部評価のところは確定をし、以上の分布で確定をしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「なし」)

では、60番のヒアリングについては以上としたいと思います。

(20 児童虐待ゼロを目指し、対応する職員(保健師、児童相談所員など)を増員します。)

(20-1 児童相談所の充実)

廣瀬委員長

続きまして、その次の項目ですが、20番となります。

20番につきましては、以前出されておりました個票の訂正が含まれます。訂正された個票と訂正前のものが本日の資料の1のまとまりの中に、本日の資料としてA3判の横のもの、これが配付されていると思います。

では、これにつきましては、訂正箇所のほうの説明を含めまして、担当課からまず説明をいただいております。よろしくお願いたします。

田辺児童相談所副参事

児童相談所副参事の田辺と申します。

では、20-1番「児童相談所の充実」について報告したいと思います。

この事業は、児童虐待ゼロを目指すことを目標に、児童福祉司等の児童心理司職員を増員すること、あとは虐待相談のうち虐待の再発を予防したり、傷ついた子供の心のケアをすることにつながる継続指導、これを20パーセント増やすこと、それから虐待等で家族から離れた子供、親と子が離れた状態のケース、これがこの子供が将来自立のために安定した関係の家族機能を回復する、こうした家族再統合の割合を75パーセントにするというものです。この中で23年度の目標としては、職員の増員を5名、継続指導を15パーセント、家族再統合を50パーセントにすることとなっております。

取組の実績のほうなのですが、継続指導実施状況、主な成果等実施状況の表の23年度の虐待対応件数の記載に誤りがありました。

そこに虐待対応件数を載せるべきところ、確認のミスから、児童福祉司及び児童心理司の担当ケース数、これが入ってしまいました。したがって、403件ではなくて、改めて899件が23年度の虐待対応件数となります。したがって、継続指導の割合のところは6.8パーセントとなります。23年度は職員の増員と家族再統合の取組は目標達成されていますけれども、この継続指導の目標は達成されていないために、達成度の評価のところも、したがって「c」となります。よろしくお願いたします。

この中で特に継続指導が目標に満たなかったことには理由がありまして、虐待対応件数の中には、通告のみで終わってしまうケース、通告後児童相談所が家庭訪問したり、直接かかわることのないケースが増大し、しかもそれが予想を越えて、全体の半数を上回ったというような状況となり、算出される指数が減ったということになります。

簡単に言いますと、23年度はちょっと特別な状況になりまして、虐待受付件数の推移の表が左のほうに載っていますが、児童虐待受付件数は全国的にも年々ウナギ登りに上昇しているという状況です。さいたま市においても毎年2割、3割上昇している状況ですけれども、22年度から23年度の場合は、これがいきなり1.6倍です。974件、約1,000件に近い数に膨れ上がったということで、この背景は、大阪の事件があって非常に市民の方が虐待の認識が高まった、心配なことは早く通告しようという、そういう機運の高まりということも反映されまして、非常に数が増えたと思われまます。

そうした通告を受けた場合、児童相談所は48時間のルールで必ず子どもの安全の確認とその特定ということを行う。そうした中で虐待の通告はありましたがけれども虐待ではなかった、あるいは極めて軽微なものだったり、実は子育てで悩んでいたという場合があります。また医療機関にはかかっている、保健センターとは相談しているなど、その後児童相談所のケースにはならないという数が非常に増えたということでもあります。

ただ当初の目標に掲げたとおり、再発防止あるいは心のケアを充実するためにも、この継続指導件数を増やす取組は、このまま続けていくことを目指したいと思っています。

24年度は家族再統合75パーセントの達成を目指すこと、継続指導については、この児童福祉司等が直接かかわる件数を分母とした算出方法を新たに変更して20パーセントではなくて36パーセントの継続指導を達成するように努めていきたいと思っております。

以上です。

廣瀬委員長

どうもありがとうございました。

24年度の目標値も含めて、分母の問題による変更というのがあるということになります。また23年度の実績については、目標を立てたときの計算方式で目標が出てきておりますから、それを適用すると継続指導の割合は6.8パーセントとなるので、訂正前の内部評価の達成度評価は「b」だったのですが、訂正後の内部評価の達成度は「c」に変更されたと、そういうことであつたかと思えます。分子の側に間違いがあつたわけではなくて、分母のほうの大きな変化によって、率としての継続指導の割合は目標値を大幅に下回ることになったということだと思えます。

この件につきましてご質問がありましたらお受けしたいと思えますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

三浦委員

平成24年度主な目標をその分母の算出方法を変更されるというのは、この変更の内容も含めて、より適切な判断をされたかなと思って歓迎します。いじめのことも、それからこの児童虐待のことも、少し事が起こると通報件数がぐっと上がると。数字目標を掲げてすることの意味というのを、やはり見直すタイミングがあるなというふうに思いますので、もし可能であればなのですが、この新しい算出方法に基づいて平成21年度、22年度どうであったかというのを教えていただければ、来年度継続的な目標達成の度合いというのが見えてくるかなと思うので、ご検討いただければと思います。

廣瀬委員長

これはあれですね、そちらに載っていますよね。

田辺児童相談所副参事

一応資料を見ていただくとわかることにはなっておりますけれども。

三浦委員

失礼しました。

廣瀬委員長

参考資料 というものを見ると、要調査の場合を、調査要を分母にした場合という下のところですね。c分のd……

三浦委員

c分のdですか。

廣瀬委員長

はい。

田辺児童相談所副参事

9.8パーセント、18.7パーセント、15.1パーセントということになります。

長野委員

念のため伺いたいのですが、このc分のdの目標も毎年立てていらっしゃったということですか。

田辺児童相談所副参事

いや、立ててはいないのですけれども、虐待対応件数というのは、統計システム上に載ってくる、自動的に載ってくる件数です。現場は、そういう通告の数は把握していながらも、各児童福祉司は自分の持ちケース数があって、この人数の中で何とか頑張って15パーセント、20パーセントにしようという認識でいるので、通常使われる件数はどうしても持ちケース数となり、その数を基本に動いているといったことがあります。

長野委員

もう一度ご説明ください。調査要を分母にした場合のc分のd、平成21年度、22年度も目標が、4.6パーセント、15.3パーセントと入っていますが、こういうのは持っていたということによろしいのですか。

田辺児童相談所副参事

そうですね、認識的にはその持ちケース数に対してどれくらいの割合でやっているかという認識でした。数としては落としていないです。

廣瀬委員長

この参考資料の次のページ以降のところに載っているのですね。その分子、分母の中身がどういうものかというその辺が.....

そして、この訂正後のシートがあり訂正前のシートがあり、その次に第2回の評価に向けて、訂正前のシートをもとにして評価委員の皆さんから出されていた訂正前の事前評価の取りまとめが3枚目についておりますけれども、これは訂正に踏まえた後で数字そのものも大きく違っておりますし、これを踏まえて、今の説明を受けたことを踏まえましてどう評価をするかということ、最後に評価しなければいけないことになるかと思いますが、ほかに何かご質問があればお受けいたしますが、特にないようであれば少し、数分お考えいただいて改めてちょっともう6月1日に向けてやっていた評価ですので、少し思い起こして、思い出していただきながら、今の説明を受けてその評価で変更の必要があるかないかということです。

長野委員

すみません、ただいまのご説明の中に出てきた正しい情報に対する再度質問というか補足というのをお願いしたいということによろしいでしょうか。

ご説明の中では、いわゆる相談に実際にケースに対応していくスタッフの持ち数が抱えられる件数が、要するにキャパシティがあって、その中でどう対応していくかというお話が繰り返し出てきたというふうに認識しています。これは一般論で結構なのですが、今回通常児童相談所の方には福祉司の方、心理司の方、それぞれ配置なさっているわけですよ。専門職の方が配置されるわけですけれども、大体お1人当たり何件ぐらい年間持てるものなのでしょうか。よく生活保護では1人当たりケースワーカーさん何人ぐらいというのが一般論で言われたりしているのですが、いかがでしょうか。

田辺児童相談所副参事

その数は今日お持ちしていないので正確ではありませんが、この倍増プランの前は大体100に近い80ぐらいの持ちケース数を、1人が抱えている状況だったと思います。スタッフが増員されたことによって60から70に持ちケース数は下降したということで、これだけ多くの通告に対応することができたり、またこの2年間、さいたま市は死亡ゼロでやってこられたのも、こうしたスタッフの充実のことでできたかなと思います。ですので、持ちケース数は若干減っているという状況です。

長野委員

一般論で結構なのですが、どれくらいが望ましいといわれているのでしょうか。それは、児童相談所はいわゆる業界的にということ結構なのですが。

田辺児童相談所副参事

すみません、人口に対して幾つという数が出ているのですけれども。

長野委員

ああそうなのですか、ではスタッフ1人当たり、大体生活保護の場合ですとケースワーカーさん1人に対して何件ぐらいというのが大体の目安というか、望ましい数字のという形で語られることがあるのですが、この児童相談所の場合ですと、その専門職、スタッフの方お1人が大体抱えられる件数、継続指導できる件数というのではどれぐらいかなどというような、そういう目安というか、専門家の中で語られているものがあるのでしょうか。

田辺児童相談所副参事

全体の数ではなくて継続指導の数ですか。それについては、こういう数が望ましいというのはちょっと聞いてはいないですけども、児童福祉司というのは児童虐待の介入の動きが非常にたくさんあるのと、入所に対してもいろいろな調整とかがありますので、その中で継続指導となりますとやはり2割、3割が限界だと思うのです。

廣瀬委員長

持ちケース数として、つまり1人何百もやるということは手が回らないのは明らかで、1人何十ケースぐらいまでならばちゃんと目が届くといえますか、求められる水準の対応が可能であると。できるだけその水準内で対応していけるように人員配置をしないと、やはりどこかで目がとどかなくなったりとか、そういうことが起こりますよというようなことを議論、特にその専門領域の中では議論されたりする数字かなと思うのですけれども、それでいうと、かなりその理想に近い水準まで人員増が重ねてなされてきたことによって、大分それに近づいてきたというようなレベルなのか、いや、そもそももうとんでもなく足りなかったのが、少しは改善されてきたというレベルなのかとか、その辺の感触くらいでも結構なのですけれども。

田辺児童相談所副参事

後者のほうになります。

中井副理事

1人当たり何人とかはないのですか。

廣瀬委員長

専門家の業界ではどんなふうに目指していらっしゃるかとか。

中井副理事

継続指導はないですね。

田辺児童相談所副参事

継続指導はないです。継続指導をもし15件行うとなると所に残って継続的に通われる人のために対応する訳ですから、2日に一遍は所に残って継続対応をするという状況になります。でも、虐待通告などは待ったなしで、平均でいうと1日4件ほど緊急受理会議をして緊急対応をしているのがケースワーカーの仕事ですので、10件から15件とかがマックスで、そういった数が理想と思われます。

中井副理事

現時点では継続指導が大変だという、足りないという認識は児童相談所では

ないということによろしいのですか。

田辺児童相談所副参事

それにつきましては通告件数が増えて早くから児童相談所に情報が来るようになったおかげで、早い時期から対応ができるというメリットがあって、その分児童相談所のような非常に緊急性の高いことをやっている場所ではなくて、保健センターや医療機関、幼稚園、保育園など、より身近な地域での相談に結びつけるということができるようになってきました。つまり、そのケースのニーズに合った相談が、できるようになってきたことが事実です。これは矛盾しているようすけれども、児童相談所の継続指導の数が増えるというわけではないけれども、相談ニーズあるいは支援の目的にはかなっていないということなのです。

中井副理事

基本的には全国で虐待の事例が増えまして、いわゆる体制は各自治体の児童相談所についての体制整備とか人員増というのは定期的にやっているわけです。1つ誤解なさらさないでいただきたいのは、継続指導がないほうがいいわけです。いわゆる軽微なものが多くて、また虐待ではなかったというそういう通報が最近増えている。継続指導ももちろん増えているのですが、さいたま市内で継続指導、また一時保護が必要なケースであるとか、これは数が少ないほうがいいわけで、継続指導に合わせた職員配置をしているわけではないと。通報件数が増える中で処理できる職員数を増やしているということによろしいのですね。

田辺児童相談所副参事

そうですね。

中井副理事

ですから、継続指導に対応するような職員数という算出はしていないということでもいいのですよね。

田辺児童相談所副参事

はい。

中井副理事

このように児童相談所の全体的な体制の整備、職員増を図っている、そういったところだと思うのですけれども。

三浦委員

今いただいている参考資料で、虐待対応件数が899件に増えたというのは、そういう通報が増えたという解釈で、調査不要件数というのに上がっているのが保健センターとかほかの機関で対応できそうなものが回っていて、調査要件数というのが児童相談所がかかわらなくてはならない件数というふうに理解すると、やはり22年度よりは23年度のほうが数は増えている、調査要件数は増えているということですよ。

田辺児童相談所副参事

そうです、はい。

三浦委員

ですから、早期の通報によって早くに他の機関でも対応できる件数も増えているけれども、調査要件数も増えているという理解で、そこは間違いはないですか。

田辺児童相談所副参事

そうです。

廣瀬委員長

それでは、ほかの質問は、どうぞ。

須藤委員

ちょっと視点が違うのですけれども、ここに予算計上、事業費計上してありますけれども、例えば23年度7,486万6,000円と、これは具体的にはどういうところに使われているのですか。ここには人件費は入っていないわけですよ。

田辺児童相談所副参事

これにつきましては、参考資料の4番のところ、そのお尋ねの事業で、これは児童相談所による特別事業というふうになってはいますが、一般の事業よりはもっと一歩進んだ事業になりますけれども、協力体制整備事業というのは地域の市民指導員さんと児童相談所の連携を深めて、通告、見守りをできるだけするために、こういった研修を組んだり情報交換をするための事業とか、カウンセリング強化事業というのは、虐待によって起こってしまった保護者の心のケア、精神的な問題など、そのケアの推進に対する臨床心理士の助けをかりて、これを行う事業です。こういったようなのがその中身です。

それから、虐待通告の窓口での受付時間は8時半から6時まで……

須藤委員

大体その詳しい何ていうのかな、その事業というよりも、その7,486万6,000円の数字の主な内訳、これに対して2,000万円ですとか、それをちょっと知りたいのですけれども、どういう事業をやっているかという定性的な話ではなくて、具体的な金額です、主なものはどういうところに支出されているのかということをお願いしたいのですけれども。

井上総合政策監

恐らくですけれども、この手の事業でお金がかかるのは人件費でして、正規職員の人件費は別計上ですけれども、事業費で出すような人件費で、例えばこの中では24時間365日体制強化事業という、夜間とか休日に正規職員ではなくて、そのために人を雇って要は虐待の通報に対応するような人を雇う予算がその中に入っていますが、それが大体1,500万円となっています。

須藤委員

そうするとあれですか、当然市の職員、児童福祉司とかそういった人はここに入っていないわけですね、そういう人件費は。

井上総合政策監

ええ。

須藤委員

それ以外に何かに、そういういろいろな人を雇っているということなのか。

井上総合政策監

人を雇って対応しているというのがあって、多分その人件費が恐らく事業費の中で大きく出ていると思います。

須藤委員

では、この人だけではなくて、その周辺にいろいろな協力する人がいるという事業を展開するに当たって、そういうことなのですか、この事業というのは。

井上総合政策監

多分恐らく、その24時間の休日夜間の電話対応のための……

須藤委員

ああ、コールセンターみたいなのがあって、いじめのコールセンターみたいなのがあって、そこに何人が配置していると。

井上総合政策監

はい、必ず要は実際に虐待があって確認に行くには、やはり職員が行かなくてはいけないですけれども、電話番号は正規職員ではなくて、そのために別途人を雇っていることになります。

須藤委員

契約社員とか正規職員以外の人ということですか。

井上総合政策監

そうですね。あとは、時々弁護士に来てもらったりするとかというのは、1回来てもらったときにその謝金を払うぐらいですから、そんなに事業費は出ないので、大体は、やはり正規職員以外の人を張りつけるのに事業費がかさむというように思います。

須藤委員

わかりました。

それでは、次回でも次々回でもいいのですけれども、主なものだけでいいですわ、何名コールセンターで雇ったとか、そういったものの人件費を、それを教えていただきたいと思いますが。

井上総合政策監

はい。

廣瀬委員長

福崎委員、どうぞ。

福崎委員

割合の算出方法について質問させていただきます。

やはりこのいただいた参考資料を見て、分母の数が増えるほど割合の数字が小さくなる可能性があるとしたら、経年変化でこの割合を見て活動状況を評価するというのがちょっとわかりにくくなると思うのですね。なので、ほかのプランでもこういった割合で目標を立てているもの、また割合の変化を目標に立

てているもの、進捗評価に当てているものってあると思うのですけれども、ほかのプランにもとか、今後の事業進捗評価にも反映させていただければと思うのです。

私は余り数学は詳しくないのですけれども、分母が増えたときに基準になる初年度に対して同じ100パーセントになるような計算をしてパーセンテージを出す方法というのがあると思って、そういう計算は少し複雑になりますが、経年変化として基準年に対して割合がどう変化しているかというのを見ることって可能ですか。

分母をこの場合、参考資料で見ると平成21年度は337という分母になっていて、平成23年度403という分母になっていたのですけれども、この403というのを337で見立てたときに、分子というか、そのパーセンテージというのが圧縮されるというか.....

廣瀬委員長

それはこの表の一番下のところで見えれば、それが読み取れるのではないですか。

福崎委員

これは単純に例えば初年度だったら337に対して33で403に対して61って、これって分母が増えると割合が.....

井上総合政策監

委員長がおっしゃっていただいているこの下の表というのは、あくまで調査不要だけをはじいているので、福崎さんがおっしゃっているのは、それにプラスしてはじいていない調査要のところも件数が337から403に増えているので、その割合を加味して何か出せないかというご趣旨でしょうか。

福崎委員

だから分母が増えて、何と云ったらいいか。これって分母が変わっても、分母が増えて分子が減っていたら、普通に割合ってそれって影響されるのでしょうか。

廣瀬委員長

されません。

福崎委員

すみません。では、この割合だけを見ていけば普通に前年度よりも活動は、活動というか対応件数は少し減ってしまったのだよというふうに素直に読めばいいということですか。

廣瀬委員長

ただ、難しいのは多分先ほど説明されたように、つまりこの調査要というものであったとしても、継続しなければいけないものか、いや、別のところでちゃんとケアしていけるから児童相談所が継続しなくても十分に対応できるものが、調査要の中でも含まれているものが多くなってくると、問題解決にはつながっているのだけれども、比率は下がるということがあり得ると。ここの比率が下がったからといって、問題が解決していないとはいえない部分も出てく

るので、そこはまた難しいことですね。

福崎委員

何か比率が下がったほうが良いとおっしゃっていたから。

廣瀬委員長

いや、だから下がったほうが良いとも言えないと。

井上総合政策監

内訳が問題ということですよ。

田辺児童相談所副参事

一応この考え方は、21年度当初の調査要の比率というのが減って、この状態のままいったらどうかというもののなのですね。それで社会情勢がこういうふうに逆転して調査不要がだんだん増えてしまったけれども、そうではなくて、その21年度当初、この比率であつたらどうかという数で出すというやり方ですよ。

福崎委員

私たちがというか、今後もこの事業を評価していく上で見ると、さっき委員長がおっしゃってくださったような、調査要件数の内訳というのを、やはり私たちは見させていただいたほうが、より充実した評価ができるということなのではないでしょうか。

三浦委員

すみません、私先ほどの質問で、調査要件数が他機関で受け持つケースを除いたものと確認したつもりだったのですけれども、調査要件数の中にも他機関が受け持つケースが含まれているということですか。

田辺児童相談所副参事

連携することもありますので、医療にかかりながら児童相談所のケースであるということもあるし、その辺は関係機関とも協力しながらやっていくというようなことももちろんあります。ただ……

三浦委員

いやいや、関係機関と協力するにしても、継続指導に当たるようなケースのみが、他機関と連携するかどうかではなくて、継続指導を要するようなケースが分母として残っているかどうかということであると、児童相談所がかかわらなければいけないケースのみが調査要件数ということと理解していいのですか。

田辺児童相談所副参事

はい、そうです。

三浦委員

いいのですよね。

田辺児童相談所副参事

はい。

三浦委員

児童相談所から手離れするケースは調査要件数に含まれていないというこ

とでいいのですよね。

田辺児童相談所副参事

そうですね。

三浦委員

はい、わかりました。

高木委員

結局、その複雑困難な問題を抱えた児童等、保護者等が減ったのか減っていないのかというのが一番評価したいと思ったのですけれども、数値だけだとちょっとわからないなと思ってしまったので、実際仕事をされていく中で、実際そういった困難な子供とか保護者が減っているのか、その対応をすることで人員も増やしたりすることで減ったりしたのかということをお聞きしたいのですが、かなり難しいことなのですけれども、そういうことで評価をしたいので、お伺いしたいです。

田辺児童相談所副参事

いろいろな地域対策協議会のようなところへ出て感じることは、虐待の6つぐらいの原因がありますけれども、その中の孤立だとか貧困だとかいろいろな精神的な病だとかというのがどんどん、深刻化して増えているので、これはもう児童相談所の問題ではなくて、もっと広い意味で解決困難な問題で、実際に増えていると思います。

それから、生活保護を見てわかるとおり、貧困がどんどん進んでしまっている、貧困と虐待は非常に関係が深いので、虐待は増えているものと思われま。一方、児童相談所としても継続指導などいろいろなケアをすとか、施設を利用すとか、またその施設に入った後再統合していくというような取組は頑張っていますが、こうした取組がたくさん増えたから、問題を抱えた児童等、保護者等がぐっと減るといふうにきれいに出るものとはちょっと違うかな、といふうに私は認識しています。もう追いかけてこのようなもので。

高木委員

その点で、継続指導件数が減っているではないですか、その点をどう解釈するかというのがちょっと……

田辺児童相談所副参事

さらに少し複雑なことを申し上げますと、実は保護者とは対立関係になっているものの、説得に説得をして継続指導につながるケースというのが実はいくつかあります。その場合、児童福祉司から今度心のケアでカウンセリングにいらっしゃいと、心理士にシフトして継続指導が始まるのですけれども、残念なことにその場合は虐待の受付ではなくなって、性格・行動相談に移ってしまうのです。ですからここにカウントされないのです。そういう問題も実はあります。だから、この数字がたくさんあるからすごく減ったという言い方は、なかなかできません。ただそういうことを言っていられないので、漏れのないように継続指導をしていきたいと思うのです。なかなかきれいに言えなくて申しわけないのですけれども。

高木委員

話は聞いていても対応数が増えているので、その分そういう中でもすごく仕事をなさっている印象を受けましたし、その評価は上がる気がしたのですけれども、実際数値としてこうになってしまうので、評価が難しいのですが、今の話を聞いて理解できました。ありがとうございます。

廣瀬委員長

どうぞ。

伊藤委員

児童相談所が充実するということは、それらの原因となる内容が具体的なものを個別に出して、それでその比率を出して、今の世の中でどういうところに問題があるかというのを行政として出して、それを国とのかかわり等の関係も含めて方向性を出さないと、その数字だけを出して下がったとか上がったとかと、そんな話とはちょっと違うと思います。

内容を細かに精査すると同時に、虐待の問題となる一番の原点は何から始まっているか、それがどういう経過でそういう変化になってきているか、その辺を理解して次の行政の手だてをしていかないと、もう数字ばかり並べて多いとか少ないとかという議論をするのは、内容が伴っていなくなっていってしまい、違う方向に行ってしまうのではないかと思います。その辺が一番大事な部分ではないかと思います。それが原点で、それをいろいろ確認しながら世の中の方向性の乱れた部分、あるいは非常に評価するような部分も出てきても当然と感じます。

橋本委員

まず最初に、感想というか意見としては、どんどんどんどん複雑化している課題なので、もう人員を入れていけば入れていく分だけ充実していくと思うのですが、やはり限界がある。そうするとこのプランが終わった後も今後、人を入れていけばいいんだけど、そうもいかないだろうと。そのコアをトータルではやっぱり考えなくてはいけないだろうなというふうには思っています。これは1つ意見として。

質問なのですが、ではその限られた人数でさらに効果を上げていくためにも、その家族再統合の進行管理をシステム管理にしましたというところを簡単でいいです、簡単にどのようなことをしているからどのような成果が出ているかというところをちょっと教えてください。

田辺児童相談所副参事

まず、人員が増えたということいきなり結果は出ません。というのは経験値がゼロ、つまり新しく配属され、児童相談所に初めて来るわけですので、いろいろな技術を学びながらやっていく訳です。けれども、おかげさまで人数が増えてきた分、家族支援担当、家族支援チームというのができました。それに伴って家族支援ガイドラインというのを作成されるようになってきて、これに基づいていよいよ、よりシステムチックに施設に入っている子でずっと置き去りにされている子はいないか定期的にチェックしたり、あるいは評価をする時

期を決めて取り組むということもシステムの的にはできるようになってきました。さらに、パソコンによるシステム導入で、入所児童の一覧がぱっと出て評価がすぐに出ます。ちゃんと家族再統合の話し合いがなされているか、プランが出されているかということが全部チェックして一覧で出るシステムができましたので、定期的にそれを見ることによって漏れがないというのもわかるようになってきました。これまでは自分の手づくりだったのが、ちゃんとしたシステムの中に組み込まれたということなのですが、効果はこれから出てくると思います。

橋本委員

そういったいわゆる皆さんが閲覧できるようなスタイルをとった上で、それをどう活用していくのかというのは、これから職員の人たちの質を上げていくことによって変わっていくということによろしいでしょうか。

田辺児童相談所副参事

はい。

橋本委員

ありがとうございます。

廣瀬委員長

それでは、かなり複雑になっていて・・・

はい、どうぞ。

栗原委員

これだけではなくて、ほかの部分にもかかわることなのですが、一応記録に残すために発言をさせていただきます。

特に今すぐくもめたというか何というか、それというのが、その数値目標の意味というか、そういうところだと思えるのですけれども、これを事業だけでやるとほかの事業でも要はその数字というのは本来絶対的なものというか、数値目標ってわざわざ立てるくらいであれば、その数字というのは絶対的な意味がなければだめだと思えるのです。

例えば、今回のように2つの意味を数字が持ってしまふ。具体的に言えば、全体の割合に対して継続の指導というのが少なければ、それというのはある意味、継続の指導が少なくできたといういい面と、もしかしたらフォローをし切れなくてそうってしまったというネガティブな面というのは2つ出てくると思うので、そうになってしまうと多分最初に三浦さんがおっしゃったように、数値目標を立てる意味があるのかどうか、目標の設定の仕方がどうなのかという話になってくると思うのです。

また、これではなくて、最初のヒアリングのほうかな、マッチングのやつもマッチングの件数を増やすというのもありまして、いたずらに増やすと、要は予算が増えていだけという、これも二律を追ってしまうということになると思うので、もう既にこれで評価というのは最後のほうに来てしまっているの、意味がないといえはないのですけれども、もし今後そういったことがある場合というのは、適切な目標の立て方とその実績の、それに対する実績の見せ方で

あるとか、そういったものというのをもっといい方法で考えたほうがいいのではないかなと。でないとも分恐らく、だれが見てもわからないという話が増え、増えてきてしまいそうな気がします。

以上です。

廣瀬委員長

それとの関連で、いきなりこの場でお答えいただけるかどうかは別として、恐らく計画を立てたときの21年度の現状3パーセントという数字に対しては、これは相当手が回っていない。本来やはりもっと継続的に見ていける、いかなければいけないはずだという数字として認識されたのだろうと、そういう評価があった上で、ならばだけれども、あらゆるものが100パーセントが継続指導になるという種類のものではないので、これぐらいの数字まで継続指導の割合をできる体制であれば、継続すべきものはちゃんと継続できる数字だろうというふうに、恐らくは想定された数字が当時の20パーセントという数字だったのかなと、こう推測するわけですが、ただし、そのときの20パーセントというのは、分母がこの例えば23年度に起こったように、違う質のものが分母の中にどかんと入ってきてしまうということは想定しなかったときの20パーセントだから、とすればそれを今のような状況の中で、その本来目指していた、これぐらいまで継続でカバーしていけば、継続して見るべき人についてほぼ見落としはなくなることを期待できる数字というものを計算し直すと分母が変わって、それが30.6パーセントだといっているのかどうかですね、ある考え方に基づく、これぐらいではないかと計算されたというのが、今年における数字なのかなとは思いますが、そのあたりについての何か、こういう趣旨の数字だったと、目指したときは。

それと今24年度について継続指導の割合は30.6パーセントという計算式を変えた形で出されているものは、目指す質的な目標としては、同じものを計算方法は変えないと的確につかめないから、変えたとするとこういう数字なのですよと、そう受けとめてよろしいでしょうか。

田辺児童相談所副参事

まさにそのとおりだと思います。特に後半のほうは、あくまでも予測ですけれども、最初の当初の形に近づくかなというものでございます。

言葉がちょっと紛らわしいので説明しますが継続指導と呼ばなくても全てのケースは保護したり施設に入ったりと継続的に対応しています。ここでいう継続指導とは、丁寧に在宅の人を通わせるという意味の継続指導なので、継続しているかしていないかではないということです。誤解されやすいので補足しました。

井上総合政策監

できることであれば、お子さんを親のもとに置きながら、そこに児童相談所がかかわって、親に対してケアすることで虐待を防いでいくのがベストなのですが、やはりどうしてもならない場合、子どもの安全が最優先の場合は、もう親から離して一時保護に持っていかなければいけない。

その場合には、この継続指導から外れてはいますけれども、それはそれで手当てはきちんとしたことになりましてけれども、やはりできることなら、子どもを親のもとに置いたままで何とかしていきたいというのが現実的にできる割合としたら、やはり3割ぐらいかなというのが、現場の実感でしょうか。

ここから先は無理して率を上げようとする、先ほども言いましたように、本来であれば危ないから親から離さなければいけない子も、離さずに置いておいて継続指導ということをするれば、確かに数値は上がりますけれども、それで本当に子どもが安全かどうかという、また別の問題であって、やはりどうしてもそういうケースも出てきますので、多分そういう意味では、実感的にそういう個々の数字というのは多かったのは、これよりもちょっと軽い人もいればもうちょっと重い人もいて、その中での継続指導というのができる割合としてはこれぐらいか、できれば大体継続指導を本来しなければいけない人たちに、そういうふうなケアをするという感じになるということかと思えます。

廣瀬委員長

それでは、以上を踏まえて、かなり難しい判断だなと正直思いますけれども、ちょっと考える時間が必要ですかね。場合によっては、そのヒアリング対象外の事業につきましても追加の説明等をいただいていますので、来週早々ぐらいですか、31日までしたか、ヒアリング対象外の変更のご連絡をいただく締め切りというのが設定されていたかと思えます。31日火曜日までですかね。では、それと同じ締め切りでもって、これについてはこの場で変更ということではなくて、今のヒアリングを踏まえて、31日までにこのように確定したいということでお申し出をいただくということで、この22日についての評価を決定するということにしたいと思えます。

では、ヒアリングにつきましては以上としたいと思えますが。

田辺児童相談所副参事

ありがとうございます。

廣瀬委員長

それでは、20-1については以上としたいと思えます。

(57 コミュニティビジネスの支援制度を充実します。)

(57-1 コミュニティビジネス育成事業)

廣瀬委員長

大分時間が過ぎておりますが、もう一点57-1につきまして前々回でしょうか、目標の立て方が変わっていることをめぐって議論となりましたが、これについては事務局から訂正資料が出て、それから説明をいただけるということですので、57-1につきまして説明をお願いしたいと思えます。

鳥海主幹

まず、委員長のおっしゃられた先ほどの児童相談所の20-1の事業とあわせまして、これから説明申し上げます57-1の事業につきましては、今お手元の資料の後ろのほうにあります総括表 というシートがございます。こちら

に改めまして委員さん方々のご評価とコメントを、このシートでもってご報告いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

では、57-1「コミュニティビジネス育成事業」、こちらの事業につきましてご説明申し上げます。

お手元にこの事業に係ります訂正後、訂正前の個票、そして前々回6月29日時点での皆様方からいただきました評価シート、そして実施いたしましたモデル事業6事例の資料を参考としておつけしております。

改めまして、この事業につきましては、第4回委員会でヒアリング事業として所管からの事業説明をさせていただいたところでございますが、23年度途中に目標の見直しをしております。具体的に申し上げますと、23年度末までに地域つながり力再生ビジネス創出事業、これを開始するというのが23年度当初の目標でございました。これを23年度の途中におきまして、コミュニティビジネス、3つほどでございますが、個別相談会、トークカフェ、そしてまたニュースレターの発行と、新たな別の目標を設定いたしました。

そこで、このような年度途中に目標変更をした場合の個票の目標、そしてまたその実績、その表記の仕方等々につきまして、事務方、こちら市側でその内部の変更の有無を確定した上で、改めて当委員会で再評価いただくという形でペンディングとなっております。

訂正をした箇所といたしましては、訂正後のこの個票、右の上段でございますが、取組実績というところで、23年度主な目標等の欄でございますが、履歴を残すような形で見直しをしております。23年度当初目標としてとして、先ほど申し上げたモデル事業、これを開始するというのが当初の目標であったと。そして事業見直し後の目標としまして、ただいま申し上げました個別相談会等、こちらで言う、の目標を掲げたということでございます。

その右の欄、平成23年度主な実績といたしまして、左の目標に対する実績ということでございますが、モデル事業は実施せず、事業を見直したと。また個別相談会等、にしましては実施をしたというような形で、それぞれ2段書きの併記をしております。

最終的に、この見直しをした後の事業の目標に対しまして実績といたしましては、それら目標、見直し後の目標ということでございますが、達成をしたということで「b」評価と出させていただいております。

事業に対します所管課の説明は前々回に実施しておるところですが、改めまして補足説明をさせていただきますと、もともとこのコミュニティビジネスを育成するためのこの事業でございますが、左にもございます大目標といたしましては、23年度末までにコミュニティビジネスを育成するための新たな支援制度を構築するというのが大目標でございました。それに基づきまして、左の工程表のほうには21年度から地域密着型事業活動提案モデル事業、これを実施しまして、そのモデル事業から得たノウハウ、また成果等々から新たな支援制度を構築していくというねらいでございました。

実績といたしまして、その地域密着型事業活動提案モデル事業につきまして

は、右下の工程表になりますけれども、21年度で2件、22年度で4件、計6件、トータル6件という目標に対しましては22年度で前倒しで達成し終えたということで、一応この地域密着型モデル事業につきましては、22年度で終了をしております。

しかしながら、この地域密着型モデル事業を実施した段階で、新たな課題が見えてきたということがございます。それが地域課題で別の手法等々で取り組むほかの団体が結構ある、そういった連携の必要性があるということ。

また、事業のコミュニティビジネスとしての妥当性の検証、いわゆる目利きでございますが、そういったことも必要であると。また、それらを支援する体制とキーパーソンづくり、こういったものも必要という新たな課題が見つかったということございまして、単に資金的な支援をしても、実はビジネス化にはなかなか結びつきにくいと。支援制度としては資金的支援が必ずしも必要ではないというような判断をしたということでございます。

そこで、改めまして23年度の当初目標は、今申し上げた課題を解決するための方法といたしまして、地域つながり力再生支援ビジネス創設モデル事業、こちらを実施することと当初掲げたわけでございます。テーマは、商店街における高齢者の生きがいづくり支援、これをテーマとして掲げたわけですが、こちらの新たなモデル事業のねらいといたしましては、高齢者支援に関する分野は既存の市民団体等の活動も多く見られ、それらの団体との連携が図りやすいのではないかと。また、そのためにコミュニティビジネスとしての事業性の評価が比較的容易ではないかと。そしてまた、空き店舗活用によること、また地域の経済活性化にもつながるのではないかと、そういう見込みがありまして、このモデル事業を実施しようとしたところでございます。

また、この事業につきましては、実はいろいろ全国の成功事例とか調べたりいたしましたところ、より長期の支援が必要となる。ゆえに想定以上の財政負担がこれから懸念されるということがわかりました。また、中間支援機関が空き店舗を借り上げることも検討したりしたのですが、実はこれがかえって事業者の自立化を遅らせる、つまりコミュニティビジネスは成立しないのではないかと、そういう可能性が高いと。そしてまた一方では、商店街の空き店舗、これは結構あるのですが、商店街側さんの協力が実は消極的であったといういろいろな事情がありまして、23年度途中の段階で、この地域つながり力のほうモデル事業は見合わせることにいたしました。

これら課題がいろいろ出てきたわけですが、そこで新たな目標を打ち立てたわけでございます。その見直し後の目標といたしましては、考え方としては、地域密着型モデル事業で明らかになった課題解決を踏まえつつ、もっと原点に立ち返って見直すべきということでありまして、コミュニティビジネスの創業初期層への支援体制の構築、これを掲げて、具体には先ほども申し上げましたが、個別相談会、トークカフェ、ニュースレター等の事業を実施することといたしました。

そしてまた、24年度の主な目標等の欄にもございますが、引き続きこれら

の事業を展開すると。さらにはこういった支援機関との意見交換会や情報共有体制の整備、これにも強化取組をしていくということでもあります。つまりは、そういったいわゆるコミュニティビジネスなのですけれども、やはり基本的な大切なのは、そのような相談窓口体制の強化であるとか、関係機関とのネットワークづくり、そういったつながりをつくるということが非常に重要であるという原点に立ち返り、そのような支援メニュー、これを提供していくことがやがては起業支援につながるのではないかという形での方法にかえたということでございます。

繰り返しになりますが、23年度目標に対します実績及び評価といたしましては、当初打ち当てた地域つながり力再生支援ビジネス創出モデル事業に対しましては、これは実施し得なかったということでは未達成でございますが、これも時の一つの政策判断によります事業見直しという形でございますので、見直し後の目標に対します評果といたしましては、端的に実施し終えたという形で「b」とさせていただきます。見た目にはハードルの高さを下げたように見えるかもしれませんが、これは事業見直しという判断をした、その結果の評価ということでございます。

ただ、このような年度途中で目標変更したという事業はほかにはございませんで、またこのような評価の考え方というのもいろいろあるかもしれませんが、私どもとしては、端的に掲げ直した事業見直し後の目標に対しましては実施したという単年度の評価として「b」評価という形で残し、さらに年度途中で目標変更をしたという証しというか、記録は報告書に何らかの形で残させていただきたいと考えております。

ご参考までに、21年度、22年度に採択、実施をいたしました地域密着型活動提案モデル事業6事業につきまして、参考資料としてA4横判の資料をおつけしております。

説明は以上でございます。

廣瀬委員長

どうもありがとうございます。

前々回のときに年度途中で見直しを行いまして、これを取りやめにしてこうなりましたという説明があって、こういうことになると当初目標に向けての評価はどうなるのだということで、少し議論になった項目であります。今の説明でいえば、左下の事業計画工程表のところの上の項目6件については、もう前倒しで6件はやっていると。それからそこまでの経験を踏まえて、支援制度を構築してどのように実施していくかということについては、23年度見直し後となっているような形の、相談を継続しながら情報提供をして抑制をしていくという体制をとるのが、支援制度の構築なのであるということ、その取組を始めたと。

23年度当初は、モデル事業の実施をまだやることを前提に当初目標を立てていたけれども、途中でその具体の事業そのものはモデル事業的というよりも、いろいろ継続していくと、むしろ課題も多いことなので、それを続けるこ

とよりも、その目的、目標の見直し後といわれている形になっている、
の支援制度のパイロット的な実施から初めて、それを運用していくのだという形で進めましたという整理の仕方になったということで、これは当初の左側にある図式からいえば、取組内容の3つは行われているということになりますし、23年度に支援制度の構築実施の頭出しができていたということからいえば、見直し後においても、当初目標から見ても工程表どおりに実施がされているというふうに見方が整理されまして、「b - 」ではなくて内部評価としては、ちゃんと工程表どおりできているのだという「b」という評価にかわったということです。

では、ご質問がありましたら、いかがでしょうか。

(「なし」)

では、これにつきましても、一番最後のシートのところには31日回答期限ということで20 - 1とあわせて、20 - 1と57 - 1についても修正がありましたといえますかといえますか、特に20については修正は恐らくせざるを得ないと思えますけれども、これを今日の説明を受けて後に確定をお願いしたいと思えます。

それでは、ヒアリング対象の修正等があったものについては以上でございますが、既に予定時間になっておりますが、ヒアリング対象以外のものにつきましては、これまでと同様に回答票が事前のファイルでお届けいただいたものと、それから本日の席上配付になったものがあるかと思えますが、これをそれぞれで見ていただきまして、いつものとおり、これも31日火曜日の締め切りということで、事前の評価も変更がございましたら、それぞれご連絡いただくということで確定とさせていただきたいと思えます。

それから、前回の委員会後の変更点等については、資料の4 - 1、4 - 2、取りまとめシートの5 - 1と5 - 2という形で配付をされておりますので、これについては後ほどご確認の上、何かありましたら事務局にお申し出をいただきたいと思えます。

それから、前回の議論の中で事業数のことについて、予算事業と事務事業評価の事業数の違い等について議論が出ていたというふうに聞いておりますけれども、これについて参考資料が出ておりますので、これについては簡潔にご説明をいただけますでしょうか。

では、事務局のほうからお願いします。

鳥海主幹

ご説明申し上げます。資料で申し上げますとA4・1枚もので、事業ナンバー1 - 2の「事務事業評価の見直し」参考資料というものでございます。

前回の委員会におきまして、福崎委員さんからのご指摘であったでしょうか、事業数のカウントにおきまして、そのカウントの仕方、数のとらえ方が年度に応じて違う、また所管に応じて異なる、これは母数が異なり、事業数を削減するというプラン目標の進行管理上問題ではないかというご指摘でございました。

前回所管からの説明もございましたが、改革のカルテというものによります22年度から実施している事務事業総点検、これにつきましては、そのスタート時点は1,966件、これでいうと平成22年度のところにうたっております1,966、この件数でございますが、それ以降、廃止、縮小、終了を目指し、進行管理をしておるということでございます。

また一方、予算上の事業数はあくまで事務事業のような細分化した事業単位ではございませんで、細かな事業を集めて、それを大きなくくりとした事業管理をしておるのが予算事業数でございます。表のとおり、予算事業で申し上げますと、平成19年度から24年度までおおむね700件前後の事業数でございます。

下の表2番といたしまして、事務事業評価と予算の事務事業数の食い違いということで資料をおつけしておりますが、これは予算案の概要から抜粋したものでございます。そもそも予算管理上の事業数と事務事業評価、または事務事業の見直し作業のカウントの仕方が違うところがございます。

事業縮小、また廃止、終了、こういった合理化と新規事業創設によるサービス向上は並行して実施しているものでございまして、そういった事業の増減について市民の皆様にはわかりやすい公表の仕方を検討していきたいと思っております。

説明としては以上でございます。

廣瀬委員長

では、これにつきまして何かご質問はありますでしょうか。

(「なし」)

3 その他

廣瀬委員長

それでは、次第の3のその他になりますが、これは次回追加のヒアリングをするかどうか。するとして何をするかということについて確認をしておきたいと思っております。

資料6としまして、A3判の横の表で、第2回以降、ずっとヒアリングをしてまいりましたけれども、そのヒアリング対象を絞り込んだときの表も、今回の部分まで含めて一覧表となっております。実際にヒアリングを行ったものが右側から5つ目の欄、ヒアリング事業(確定)となっていてところに二重丸がついているものは、これまでずっとヒアリングをしてきたものです。それから三角がついているものは、複数の委員からヒアリング対象としてはどうかという意見があったものですが、その回により重要度が高いと判断されたものを含めてヒアリング対象があったので、総合的に判断をして、その時点ではヒアリングをしなかったものです。

ただし、これは第2回の2つ、20-2とそれから27、この2つかと思います。それ以外は1名からお申し出があったけれども、ヒアリング対象にしなかったというものはありますが、2票入ったものがないので、三角がついているのは2つということになります。

それから、本日ご欠席の木島委員からは、40番の事業、一覧表でいうと2枚目の真ん中のあたり、「民間住宅の耐震化補助事業を拡大します」という項目ですけれども、これについて他のプランとは異なり、目標達成後の2年目以降は評価ができなかった案件です。単年度目標を達成してもしなくても同じ評価という所管のご見解でした。なぜこのような基準で目標設定を行っているのかをヒアリングし、他のプランとの整合性をとる必要があるのではないかと考えますという形になっておりましたが、というお申し入れがございしますが、これを含めまして、ほかの委員の皆さんからもやはりこれはちょっと気になっているのけれども、追加でヒアリングをしたいというものがございましたら、申し出をいただいて、もし今日段階でそれが絞り込めれば、もうここで決めてしまって、次回8月10日にその事業をヒアリング対象として検討したいと思いますが、いかがでしょうか。

今日の段階ではちょっとこの場では絞り込めないということでしたら、全体としても恐らく次回改めてヒアリング対象外についてもさっと見ながら確定をしていくということも必要だと思いますし、さらに9月22日に市民に向けての評価報告会を行いますけれども、毎回何事業かずつヒアリングを行い、またヒアリング対象外を含めて何十かずつ見てきましたけれども、全体を通して振り返って、この23年度あるいは24年度実施に係っている段階での「しあわせ倍増プラン2009」の現時点での評価として、どういうメッセージを我々が全体として評価をメッセージとして出すかという、それについても検討しなければいけませんので、恐らく4つ、5つやったら多分それだけで全部使っちゃいますので、2事業か最大でも3事業ぐらいでないと、残る課題をこなし切れないのではないかと思います。

なので、追加ヒアリングとしてやはりこれはぜひやりたいというものをできれば2つ程度に絞り込んで、ゼロでも結構なのですけれども、あれもこれも5つ、6つということではなくて、2つ程度に絞り込んで希望がある場合には申し出いただくということで、これについてもそれでは31日締めで、追加をぜひこれはやりたいということがおありになりましたら、それぞれの委員の中で相対評価をしていただきまして、2つまでということに絞り込んでいただいて、31日までに事務局にご連絡をいただくということにしたいと思います。

そこで集計をさせていただいて、これについては例えば第2回の三角につきましても、その時点でのお2人ずつからのお申し出がありますので、これについては2票入っているということを前提として、それ以外につきましても、あるいはその2票入っているものに3票目、4票目が入っても構わないかと思いますけれども、その三角印を含めまして、ここまででヒアリングをしていないものを対象として、それぞれ2つまでということでお申し出をいただくということで確定したいと思います。

はい、どうぞ。

河西委員

今日まで委員として会議や評価に参加してきて思ったことは、目標があって

それぞれの事業に工程過程があってということなのだけれども、今日なんか大宮駅の開発の進み具合の目標を考えるとということと、先ほどの児童虐待のことを一緒に並べて考えることというのを捉えてみますと、それぞれがあまりにカラーが違って、9月の発表のときまでにどう自分の中でそれぞれ評価することをどうとらえればいいのかという迷いがすごく出てきて。正直、以前の会議で取り上げた耐震性の事業のほうの進行具合ということに関していえば、そうになっていったのかなるほどと思えるかもしれないのですが。ここに当初ヒアリング希望を出した心の部分の判断が大きく関わってくるような事業についての評価の判断の仕方は、直接説明を聞いたら余計わからなくなるだろうなと思ったりして。追加希望2事業を自分の中でどう決着していくかというのにすごく強く迷うなと思いました。もちろん絞って2つ希望しようと思いますが、あらかじめというか念のために現状をお伝えさせていただきます。

廣瀬委員長

恐らくもう一つは、今ご発言いただいたことは、例えば進捗度ということだと、どの事業も「a・b・c」評価で結論というのは一応の形としては出るわけですね。ただ、例えば同じ「c」になったものについても、「c」ということの質は違うということもあるかと思えますし、なぜそれが「c」に、例えば「c」になった項目は全体を通して見ると幾つになりましたと。例えば22年度から23年度でいうと「c」が増えたとか減ったとかと、そういうようなことも出てくると思いますが、もう一つは、昨年もそういう種類のところに言及したかと思えますけれども、どういう原因で、例えば目標値というものに対して実績というものが届かないということが起こっているのか、やはり合意をとっていくのに、どうしても時間がかかるから、いわば時間的な遅れによって本当は進むべきなのだけれども、遅れている部分だけ「c」ですよという、その事業型のものについてはそうだと思いますけれども、また違って、例えば問題の質そのものの深みが増しているとか質的に違ってきているので、逆に言うと2009年の時点での目標数値そのものを追求していくというよりも、展開しながら現実に効果が出るということを目指さなければいけない種類だから、形の上では「c」ということになっているようなタイプのものがこれとこれですとか、何かそういうようなことは最終報告の中で、単に一覧表の中で何が幾つありましたということではなくて、見ていただかないといけませんよというメッセージは伝わるように報告を出さなければいけないと思うのです。

だから、そういうような論点として、どういうことがあつたらうかということも、10日までの間に少し、6月の頭からずっと順次やってきましたから、最近のものは印象にまだ新しいわけですがけれども、少し以前にやったものについては、後でやった事業などでの発見も踏まえて、ちょっとこの全体の事業項目を眺めていただきながら、そういうことの論点の整理といえますか、最終報告をどうまとめていこうかというアイデアもちょっとお考えいただいて、8月10日に来ていただければと思います。

では、ヒアリングの追加についてはそのような形で、来週火曜までにお申し込みいただくということにしたいと思いますが、最後に今後の委員会の進め方についてということも確認をしておく必要がございます。

これは次第のつづりの中に予定表が最後から2枚目のところについておりますけれども、少しこれまでは空白になっていたヒアリング対象や各項目について何番から何番までをここでやるというものの後の組み立てについて提案が出ておりますので、これについて事務局から簡単にご説明いただけますでしょうか。

鳥海主幹

お手元の開催日程予定表をご覧くださいませ。

次回第7回が8月10日でございますして、第8回を8月23日と設定させていただきます。その下、9月4日、こちらはアンダーラインが入っておりますが、大変申しわけございません、当初こちら予備日としてあった日にちは、第1回委員会で配付した資料におきましては9月14日という日程になっておりましたが、私ども9月議会の関係の調整業務がそこに入ってきそうでありまして、大変申しわけございませんが、予備日は9月14日を9月4日と変更させていただきます。

今後の予定といたしましては、まず第7回8月10日におきましては、今申し上げた7月31日締め切り分の追加ヒアリングを二、三事業を実施すること、またヒアリング対象外の事業、全体の最終確認、そしてまた報告書の目次あるいは骨子みたいなものをこちらでご提示させていただいた上で、少し報告会の話ができればというところまで望んでおります。

そして、8月23日、10日より2週間後ほどになりますけれども、多少具体的に報告書の素案について、そしてまた報告会の流れ、進行、役割分担を含めました報告会のメニュー、開催につきましてご協議いただきたいと思いますと考えております。

また、それらの進捗状況いかんだと思いますが、一応予備日といたしまして9月4日を設定させていただいておりますが、この日を使う使わない、また今後メール等でのご連絡ご協議というのも可能かと思うのですが、今のところでは9月4日を予備日として空欄とさせていただきますが、今後の委員会の進捗次第かと思っております。

そして、9月22日土曜日、時間といたしましては10時から12時の午前中の2時間、浦和コミュニティセンター多目的ホールでの市民評価報告会を予定しているところございます。

以上です。

廣瀬委員長

どうもありがとうございました。

少なくとも2回は必要であろうということになるかと思っております。全体の構成等あるいは論点等の頭出しが次回で、それから追加ヒアリングやヒアリング対象外の評価項目の確認をするということでございますして、それからそれを踏ま

えて例えばこういうスタイルでこういう章立てで、データの部分はこんなふうにしてというような形で、市民評価報告書の構成について具体的に検討し、また報告会をどうやるかということで、ここで詳細は別として、おおむねこれで方針として固まるということまでいければ、あとは実際にデータを埋めていったものを持ち回りで確認をして当日を迎えるということでもできると思いますが、それではちょっと足りないだろうということになりましたら、9月4日の9回目を使わせていただいて、そこで確定をするというような形にしたいという提案でございます。

では、今後の進め方について何かご意見やご質問がありましたらお願いします。

(「なし」)

それでは、先ほど幾つか31日までという宿題事項といたしますか、出ましたけれども、まずはそれをお願いすると同時に、評価全体を振り返ってみて、少し自分としては今年の評価についてこういう論点を出す必要があるなというようなことを10日までの間に考えた上で、10日の7時にご参集いただければと思います。

それでは、何かほかに報告、通知等ございますか、よろしいでしょうか。

(「なし」)

4 閉会

廣瀬委員長

それでは、予定を若干超過いたしましたけれども、一応、以上をもちまして第6回評価委員会を閉会といたします。

では、本日はお疲れさまでした。